

第 5 号議案

文書の付番管理に関する規程の変更について

(案)

2021年12月27日に開催された臨時総会にて決議され、経済産業大臣の認可を受ける予定の業務規程の一部変更を踏まえ、事務局に新たに「政策調整室」及び「再生可能エネルギー・国際部」を置くことから、文書の付番管理に関する規程の一部変更を行う。

施行日：2022年2月1日

以上

【添付資料】

別紙1：文書の付番管理に関する規程 新旧対照表

別紙2：文書の付番管理に関する規程

別紙 1 : 文書の付番管理に関する規程 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
(目的) 第 1 条 (略)	(目的) 第 1 条 (略)
(文書番号) 第 2 条 (略)	(文書番号) 第 2 条 (略)
(起案書番号) 第 3 条 (略)	(起案書番号) 第 3 条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 (平成 2 7 年 8 月 1 日) (略)	附則 (平成 2 7 年 8 月 1 日) (略)
附則 (平成 2 8 年 4 月 6 日) (略)	附則 (平成 2 8 年 4 月 6 日) (略)
附則 (平成 2 8 年 6 月 2 9 日) (略)	附則 (平成 2 8 年 6 月 2 9 日) (略)
附則 (平成 3 0 年 4 月 1 8 日) (略)	附則 (平成 3 0 年 4 月 1 8 日) (略)
附則 (平成 3 0 年 8 月 2 2 日) (略)	附則 (平成 3 0 年 8 月 2 2 日) (略)
附則 (2 0 1 9 年 7 月 1 7 日) (略)	附則 (2 0 1 9 年 7 月 1 7 日) (略)
附則 (2 0 2 0 年 4 月 1 日) (略)	附則 (2 0 2 0 年 4 月 1 日) (略)
附則 (2 0 2 1 年 4 月 2 1 日) (略)	附則 (2 0 2 1 年 4 月 2 1 日) (略)
附則 (2 0 2 1 年 7 月 1 日) (略)	附則 (2 0 2 1 年 7 月 1 日) (略)
(新設)	<u>附則 (2 0 2 2 年 2 月 1 日)</u> <u>本規程は、2 0 2 2 年 2 月 1 日から施行する。</u>
以 上	以 上

別表 1 ＜文書記号・起案書記号＞

部・室名		文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総	総
企画部	-----	広域企	企
計画部	-----	広域計	計
運用部	-----	広域運	運
	広域運用センター	広域運セン	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
紛争解決対応室	-----	広域解対	解対
監査室	-----	広域監	監

別表 1 ＜文書記号・起案書記号＞

部・室名		文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総	総
企画部	-----	広域企	企
計画部	-----	広域計	計
運用部	-----	広域運	運
	広域運用センター	広域運セン	
<u>再生可能エネルギー・国際部</u>	-----	<u>広域再</u>	<u>再</u>
<u>政策調整室</u>	-----	<u>広域政</u>	<u>政</u>
紛争解決対応室	-----	広域解対	解対
監査室	-----	広域監	監

別紙 2

文書の付番管理に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 8 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 6 日変更
平成 28 年 7 月 1 日変更
平成 30 年 4 月 18 日変更
平成 30 年 8 月 22 日変更
2019 年 7 月 17 日変更
2020 年 4 月 1 日変更
2021 年 4 月 21 日変更
2021 年 7 月 1 日変更
2022 年 2 月 1 日変更

(目的)

第 1 条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の文書管理に必要な付番管理の取扱い基準を定めることを目的とする。

(文書番号)

第 2 条 本機関から機関外に発信する文書には、文書番号及び発信年月日を記載しなければならない。

- 2 文書番号は、「(文書記号) 第文書発信年度（西暦表記）—〇号」の形で記載する。
- 3 文書記号は、別表 1 のとおりとする。
- 4 文書番号は、各部・室・センターが管理簿を別に作成し、それを以って管理する。
- 5 文書番号は、年度単位で管理する。

(起案書番号)

第 3 条 起案書には、起案書番号を記載しなければならない。

- 2 起案書番号は、「(起案書記号) 第〇号」の形で記載する。
- 3 起案書記号は、別表 1 のとおりとする。
- 4 起案書番号は、各部・室が管理簿を別に作成し、それを以って管理する。
- 5 起案書番号は、年度単位で管理する。
- 6 他文書等で起案書番号を以って起案書を特定する場合、「(起案書記号) 第〇号 (〇年〇月〇日決裁)」の形で記載する。

附則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 8 月 1 日）

本規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成２８年４月６日）

本規程は、平成２８年４月６日から施行する。

附則（平成２８年６月２９日）

本規程は、平成２８年７月１日から施行する。

附則（平成３０年４月１８日）

本規程は、平成３０年４月１８日から施行する。

附則（平成３０年８月２２日）

本規程は、平成３０年８月２２日から施行する。

附則（２０１９年７月１７日）

本規程は、２０１９年７月１７日から施行する。

附則（２０２０年４月１日）

本規程は、２０２０年４月１日から施行する。

附則（２０２１年４月２１日）

本規程は、２０２１年４月２１日から施行する。

附則（２０２１年７月１日）

本規程は、２０２１年７月１日から施行する。

附則（２０２２年２月１日）

本規程は、２０２２年２月１日から施行する。

以 上

別表 1 <文書記号・起案書記号>

部・室名		文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総	総
企画部	-----	広域企	企
計画部	-----	広域計	計
運用部	-----	広域運	運
	広域運用センター	広域運セン	
再生可能エネルギー・国際部	-----	広域再	再
政策調整室	-----	広域政	政
紛争解決対応室	-----	広域解対	解対
監査室	-----	広域監	監